**第２１回大阪府食の安全安心推進協議会（概要）**

日時：平成３０年２月２２日（木）午前１０時から

場所：ホテルプリムローズ大阪 ２階 鳳凰（東）の間

出席者：飯田委員、上野委員、内田委員、奥間委員、音田委員、金谷委員、惣宇利委員、淡野委員、中野委員、中村委員、林委員、平川委員、万ノ委員、山本与志人委員、吉田貴与志委員

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

定刻になりましたので、ただ今から第２１回大阪府食の安全安心推進協議会を開催させていただきます。本日は皆様、何かとご多用のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます大阪府健康医療部食の安全推進課課長補佐の熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、協議会の開催にあたりまして、大阪府健康医療部長の藤井より、ご挨拶申し上げます。

**〇藤井健康医療部長**

おはようございます。大阪府健康医療部長の藤井でございます。第２１回の大阪府食の安全安心推進協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方にはご参集いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から大阪府の食品安全行政の推進に大変ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、昨年の３月から１年にわたりまして、第３期の大阪府食の安全安心推進計画についてご審議いただきまして、来月にも策定の運びとなっております。第３期計画では、食品表示法の施行や具体的な衛生管理手法であるＨＡＣＣＰ（ハサップ）の制度化を見据え、新たな課題を踏まえた重点施策を設けたことが、次期計画の大きな変更点でございます。本計画案につきまして、協議会の皆様はもちろんパブリックコメントにおきましても、府民の皆様から多くの貴重なご意見をいただきました。現在の食の安全を取り巻く課題に対応し、かつ一層施策を推進させる充実した計画になりましたことを感謝申し上げます。

次年度以降も、策定いたします大阪府食の安全安心推進計画に基づきまして、庁内関係部局は基より食品関連事業者、府民の皆様と連携しながら食の安全を確保し施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

本日は委員の皆様方には、食の安全に関する専門家として、また食品関連事業者、消費者の代表として忌憚のないご意見をいただきますようお願いし、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

藤井部長は次の公務のため、失礼ではございますが、ここで退席させていただきます。

本日、小田委員、小崎委員、内田委員、山本貞徳委員、吉田勝彦委員におかれましては、所用のため欠席でございます。また、本日は列車遅延がございまして、淡野委員におかれましては多少遅れるということでございます。また、本日は関係行政機関として厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市の皆様方にもオブザーバーとしてご参加頂いております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の定足数について報告いたします。本協議会は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則第５条第２項」により、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。本日、ご出席いただきました委員の皆様は１５名、委員総数２０名の過半数に達しておりまして、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、以降の進行は大阪府食の安全安心推進協議会の音田会長にお願い申し上げます。音田会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

**〇音田会長**

改めまして、おはようございます。今日は第２１回大阪府食の安全安心推進協議会ということでお寒い中、年度末が近づいてお忙しい中をお越しいただきましてありがとうございました。また、前回の協議会以降、２つのグループに分かれての情報発信のほうと事業者あり方の検討ですね。それぞれ部会のほうにも熱心にご協議いただき、改めて感謝いたします。

本日は、先ほど藤井部長の話にもありましたように、いよいよ私たちの、この任期の委員に課せられた宿題といいますか、第３期の大阪府食の安全安心推進計画を良い方向で考えて最終的な審議をして、一つの形にするという大切な会議かなと思います。パブリックコメントでは、本当にたくさんの方からご意見を頂いていて、概ねといいますか、ほとんどが、計画に対して前向きに捉えられており、建設的なご意見が多かったように思います。全体的には食の充実、昭和以降国際化グローバル化していく中での輸入食品の検査の問題であるとか、あるいは今寿命も延びていますけど、健康志向から来る健康食品とか、いろいろ出てきておりますが、そういうものに対する心配やこれからの課題と共に、私世代ではちょっと気がつかなかったんですけれども、若い世代向きの情報発信としてＳＮＳなどをもっと活用したらどうかというようなご意見を頂いておりました。

本日これから短い時間ではありますけれども、皆さんの熱心なご協議を、ぜひよろしくお願いいたします。簡単ではございますが最初の挨拶とさせていただきます。以降は座って議事を進めますのでよろしくお願いします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、会議は、全て公開になっておりますので、事務局のほうで議事録を作成し、府のホームページなどで公表して頂くようお願いします。

それでは、お手元の「次第」に沿って進めていきたいと思います。議事の１は、「大阪府食の安全安心推進協議会部会の実施報告について」となっております。「資料１」のとおり前回の協議会開催以降、事業者あり方検討部会が１回、情報発信評価検証部会が１回、それぞれ開催されております。では、情報発信評価検証部会のご報告を平川部会長からよろしくお願いします。

**〇平川委員**

　皆様、おはようございます。情報発信評価検証部会　部会長の平川です。１月２６日に情報発信評価検証部会が開かれましたので、その議論の内容について報告いたします。

まず、議題は４つありまして、議題１として、事務局より平成２９年に実施した情報の収集と発信について参考資料１によって報告がありました。情報収集については、府の食の安全推進課にメールの形で寄せられた情報、また府内の保健所等に寄せられた情報について報告がありました。保健所等に寄せられた届け出の大半は異物混入と有症苦情によるものでした。また食品表示法に関する情報として、大阪府食品表示ウォッチャー兼推進員制度の報告がありました。委嘱した大阪府食品表示ウォッチャー兼推進員から、日常の買い物の中でモニタリングして頂いた食品表示の情報を広く収集し、指導・啓発に活用していくことの報告でした。

また、情報の発信としては、メールマガジンによる情報提供についての報告がありました。これまで「緊急情報」から「知っトク！食の情報」まで６つのカテゴリーに分けて情報発信していましたが、昨年の１０月からは事業者（飲食店や製造施設等の従業員）を対象として、手軽に食品衛生基礎知識を学べる情報を発信する新たなカテゴリー「食品衛生いろはの『い』」というセクションを追加しまして、情報発信していくという報告でした。

また、「食品衛生いろはの『い』」は、昨年度試行版として８回配信しまして、配信後にアンケートを実施しました。また、メールマガジンの全体の登録件数は平成２９年１２月末の現在で７，６５６件となり、前年比で８３１件増えております。また、ホームページによる情報提供としては、府の健康づくり課が、「Ｖ．Ｏ．Ｓ．（ボス）メニュー」による野菜たっぷり、適油、適塩のヘルシーなメニューを推進するためのホームページを新たに作成し、情報を掲載しているという報告がありました。この「Ｖ．Ｏ．Ｓ．（ボス）メニュー」については付属の資料にも入っておりますが、これをホームページで情報提供するということです。

次にポスター・チラシ等による情報提供については、新規に作成しました「大阪版食の安全安心認証制度」ポスター、それから「カンピロバクター」、今お示ししました「Ｖ．Ｏ．Ｓ．（ボス）メニュー」のチラシなどについて報告がありました。

委員からは、「メールマガジンは現在日本語で配信されていますが、外国人の従業員も増えておりますので、今後外国の方に衛生面での啓発を行う必要があるのではないか」という意見が出されまして、事務局からは、「外国からの観光客も増加しており、外国語による情報発信が第３期推進計画中の課題と捉えている。今後、外国人従業員向けの啓発方法について検討していきたい」との前向きな回答がありました。

続いて議事２として、メールマガジンの活用について、事務局から報告がありました。昨年度試行的に配信しました「食品衛生いろはの『い』」の購読者に対して、配信頻度、文字数、分かりやすさなどについてアンケートを実施したところ、発信内容に概ね満足いただく結果が得られたという報告でした。アンケート結果を踏まえ、要望の多かったＨＡＣＣＰ（ハサップ）をテーマに、「文字数を少なくし、ポイントを絞った内容にする」、「平易な単語や表現を使用する」など工夫いたしまして、毎週定時配信を行っているということでした。また、お手元の参考資料の最終ページに実際の発信内容が掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。

また、委員からのご意見としましては「食品衛生いろはの『い』の情報は、分かりやすく、読んでいて面白いと感じています。食物を学んでいる若い学生さんたちが読んでも勉強になると思う」という意見・感想がありました。事務局からは、「これまでも調理師や栄養士の養成学校にメルマガのチラシを配布し、学生に登録を呼びかけてきたが、今後も若い世代に対して、メルマガの普及を進めて行きたい」との回答がありました。

続いて議事３としまして、第３期大阪府食の安全安心推進計画（案）の情報提供に関する施策について、第２期推進計画からの変更点を中心に報告がありました。これに対して、委員からは、情報発信のツールについて、「若い世代はどんどんメールを使わなくなっているという傾向がありまして、若い世代に啓発していくにあたり、ＬＩＮＥ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ 、Ｔｗｉｔｔｅｒ、ＩｎｓｔａｇｒａｍなどのＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を活用してみてはどうか」という意見がありました。事務局からは、「第３期推進計画（案）のパブリックコメントでも、やはり同様の意見をいただいたことから、ブログやＦａｃｅｂｏｏｋなどのＳＮＳの活用について、計画に盛り込んだ。他の自治体での取組も参考にし、世代に合わせたより効果的な啓発媒体の活用について、検討していく」との回答がありました。

最後に議事４として報道提供について、報告がありました。これは昨年１０月に発生した食中毒に関して、府が報道機関に資料を提供したところ、一部の新聞やネットの記事で食中毒の原因菌の名称や営業停止処分の対象であった事業者の名称が誤って報道されたという報告がありました。事務局からは、「今後は、報道提供資料中の誤解を招くおそれがあるものや専門性の高い用語については、注釈を加えるといった対策を講じることとし、この改善策を課内職員に周知徹底した」との報告がありました。委員からは、「食中毒発生に関する記事を見ると、内容はどこもほぼ同じである。報道提供資料を作成する際に、３行程度の要約文を報道提供資料に掲載しておき、場合によっては要約文をそのまま記事に使ってもらえるようにしてはどうか」というご提案がありました。これに対して事務局からは、「いただいたご意見を参考に、分かりやすい報道提供資料の作成に努めていきたい。また個別質問対応の際に間違いを起こさないよう、共通の想定Ｑ＆Ａを作り対応していきたい」との回答がありました。また、他には「メディア関係者との勉強会を定期的に開催してはどうか。勉強会を開催することで、記者の方々に今回のような病原菌等の専門用語や、その他の感染症についての理解を深めていただいたり、行政独特の表現に馴染んでいただいたりすることができる。またお互いの信頼関係を、勉強会を通じて築くことにもつながる。」との意見がありました。事務局からは、「メディア関係者との勉強会は良い提案だと思う。参考にさせていただきたい」との回答がありました。

本部会では委員の皆様から、新しい啓発媒体の活用や報道機関への情報提供の方法等についてご意見が出ました。部会としても、府の情報発信についての取組がますます充実していくよう協力していきたいと思いますので、府の方でも委員の皆様の意見を参考にしていただいて、より良い情報発信に努めていただきたいと思います。

以上、情報発信評価検証部会からの報告でした。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。外国人向けの情報提供であるとか体制管理について起きた新たな課題に意見されたように思いますが、ただ今の情報発信評価検証部会の報告につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらお願いできますでしょうか。挙手してお願いできますか。

**〇内田委員**

　先ほどお話して頂いたメールマガジンは、本当にタイムリーに入ってきますので、いつでも見られますし、良かったなと。ただ、私も、若い世代から話を聞いておりますと、やはり普通のホームページでレシピとかを出しているんですが、やっぱり若い人は１分間ぐらいの動画、クックパッドのような、ああいう動画をサッと見る。あまり長くて、あまり絵が動かないものは苦手というので、少しでも層を広げるのだったら、そういう動画でしたらどうでしょうかということ。

それと、メディアの方々との勉強会を開いていけたらということで、昨年１年間夏場はやはりアニサキスという魚の寄生虫による食中毒に関する報道がでると、刺身なんかの売り上げがガタっと落ちます。普通の魚なんかマルのまま売っていますとなかなか単価が上がりませんので、二枚におろし、また焼き魚にするのですが、一番やっぱり価値があるのは刺身です。ところがそういうアニサキスの健康被害の話だけになりますと、消費者離れにつながると。

それ以降はポテトサラダですね。Ｏ１５７による汚染原因については最後までわからなかったのでしょうけれども、それでやっぱり惣菜関係が原因だなと思ったのです。

情報の出し方によって、消費者というのは敏感に反応しますので、いろんな意味で勉強していただいて、正しい情報を出していただくと良いのではないかと思います。もちろん大事なことをこのようにポスターとか掲示してもらっておりますので、私たちも気をつけなければならないことですが、そういう勉強会でみんなのレベルを上げていただいたほうが良いかなと思いました。以上です。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。今メディアとの勉強会ということでご意見をいただいたのですが、それは今後検討していきたいと考えておられるのですか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　今のところ、具体的なところまでは詰められていないのですが、やはりメディアの皆様に、今回報道提供した時にうまく伝わらなかったこととか、今内田委員がおっしゃっていただいたように正しい情報を発信しないと、消費者の方も勘違いをしてしまいますし、風評被害にも繋がってしまいますので、やはりこういったところもメディアの方々を始め、消費者の皆さんに対しても正しい情報発信に努めていきたいと思いますので、いただいたご意見を温めていきたいと考えています。

**〇音田会長**

　先ほどその報道提供で誤った記事が出たというご説明があって、ちょっと詳しい内容を伺いたい。私が元メディアだったので大変耳が痛かったんですけど、ただ固有名詞なんかを間違えたというのは、ちょっと信じられないです。どういうことでそういう間違いが起きたのですか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　認定こども園だったのですけれども、委託給食で入っている給食会社が調理した給食を原因とした食中毒と断定しました。報道資料には、原因施設名に保育所の名称、続いて営業者の氏名が記載されていました。報道資料の構成的に施設名を先に記載していますので、そこを誤解されたのか、記事にはまるでそこのこども園が原因を作ってしまったかのような書き方をされてしまった。要するに委託給食の営業者ではなく、こども園に責任があったような書き方になってしまったというところです。

**〇音田会長**

　それでは今の情報発信評価検証部会のことに対して何かご意見、あるいは今のことに関してでもいいですけど、何か感じることがあったら感想でも結構ですけどいかがでしょうか。

それから先ほどの動画を使った配信とかいうのは出来れば素晴らしいなと思うんですけど、それは作るほうとして可能なのでしょうか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　動画を使った配信についてはＨＡＣＣＰ（ハサップ）の推進の中で、厚生労働省がＨＡＣＣＰ（ハサップ）を学んでいただくのに動画で公開しているというのがあって、それが非常に分かりやすかったということもありましたので、一旦そういうことが出来ないかなということで検討したいと考えたことはあるんですけども、リアルタイムな情報発信という意味では動画で出すというのはちょっと難しいので、啓発の中でそういうことが出来ないかというのは今後、府としても考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**〇音田会長**

　ありがとうございます。はい、どうぞ。

**〇林委員**

　メディアの報道がちゃんと正しいかどうかというのは、こちらが提案した文章をその通り上げてくれるとは限らないし、こちらもチェックすることが出来ないと思うんですね。

　なので、府の側から直接Ｔｗｉｔｔｅｒにこういう情報ですというのを上げてしまえば、それを見れば間違って報道をするということもなくなるのではないかなと思うので。

なかなかチェックが難しいし、こういうふうに記事を書いてほしいということを聞いてくれないですね。なので、そういうふうに早く発信したいものについてはこちらから先に出してしまったほうが良いのではないかなと思うんですけど、それは可能でしょうか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　報道機関に報道提供資料を渡すのですけども、それと同時に同じものを府のホームページに掲載をしています。ですから見に行っていただければ分かるんですけども、皆さんなかなかそこまで見にいかないということもありますので、メールマガジンで同じような内容を発信させていただいています。出来るだけ皆さんに、大阪府が提供した情報の中身が見えるように引き続き検討して進めていきます。

**〇音田会長**

　他に何かご意見ございますか。

**〇平川委員**

　今、林委員からご提案のあった情報の出し方でＴｗｉｔｔｅｒということをおっしゃっていたので。

さっき報告の中でもさせて頂いた３行程度の要約文ですが、これを使って、記事も書きやすくなる、誤解が少なくなるという点でホームページに示すよりはそれをさらにコンパクトに、３行要約文をそのままＴｗｉｔｔｅｒに載せてしまうと、結構効果的なものだと思いますので、ぜひそこのところを検討していただけるといいと思います。

Ｔｗｉｔｔｅｒだといわゆるリツイートというので拡散していきますが、その一番出発点に正しい報道資料を使っているというのはいいと思いますので、ぜひこれも検討いただきたいと思います。

**〇音田会長**

　ＳＮＳを使うということですね。その辺りは、ＴｗｉｔｔｅｒとかＦａｃｅｂｏｏｋとかございますけれど。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　Ｔｗｉｔｔｅｒについては府知事がツイートするという形ですから、まず知事がそれをつぶやきたいかというあたりも出てきて、なかなかタイムリーに使うということが出来ませんが、ご意見頂きました内容のＴｗｉｔｔｅｒについては、ほかの自治体の状況も見ながら、こちらとしても勉強していきたいと思います。

**〇音田会長**

　知事にもぜひつぶやいていただいて。

何かほかには。またあとで、もし思いついたらご意見を追加してください。

それでは続きまして、事業者あり方検討部会のご報告をいただきます。本来は小田部会長にお願いするところですが、本日は、小田部会長がご欠席されていますので、事務局のほうからご報告をお願いできますでしょうか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　小田部会長に代わり、事務局から報告させていただきます。

資料２をご覧ください。大阪府食の安全安心顕彰制度は食の安全安心推進条例第１８条に基づき、府・事業者及び府民の相互理解と協力のもと、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取り組みをしたものを広く顕彰することにより、食の安全安心の取り組みを活性化するために設けられた制度です。事業者だけでなく、消費者も顕彰の対象としていることが特徴です。

この顕彰制度について、第６回の表彰対象者を選考するため、事業者あり方検討部会を開催しましたのでご報告します。平成２９年１２月１９日に第１９回事業者あり方検討部会を開催し、推薦のあった３組について審査及び選考を行いました。審査の結果、事業者部門においてイオンモールりんくう泉南様、クランデーワールド株式会社様の２組を、消費者部門において歯っぴー栄養クラブ様１組を表彰することになりました。今後も食の安全安心の確保に関して、優れた取り組みをされている事業者や消費者の方を広く顕彰してまいります。委員の皆様におかれましては、次回の推薦依頼がありましたら、優れた方をご推薦いただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

事業者あり方検討部会における顕彰審査の報告は以上です。

また、部会の開催はございませんが、この場をお借りして大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会の報告もさせていただきます。大阪版食の安全安心認証制度実施要綱第３０条第３項に基づく、認証機関の監査を実施し、当部会に監査報告を行い、承認をいただいておりますので、その概要を報告させていただきます。監査は現在認証機関に指定されている８機関に対して実施し、特に問題はございませんでした。

認証機関審査部会からの報告は以上でございます。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。それでは、ただいま報告がありました事業者あり方検討部会及び大阪府食の安全安心認証制度認証機関審査部会の報告につきまして、何かご質問またはご意見はありませんでしょうか。

特に意見、ご質問はないようです、引き続き、皆様にもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事２の「第２期大阪府食の安全安心推進計画の実施状況について」に移ります。事務局のほうから、説明をお願いいたします。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　それでは、資料３を用いて、第２期大阪府食の安全安心推進計画の実施状況について説明します。この表は第２期計画の中で目標指標を掲げている施策について、今までの実績及び平成２９年度の実績見込みを示したものです。施策内容につきましては、お配りしております参考資料２の第２期計画の冊子を用いてご説明します。まずは施策の柱１生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保に関する施策についてご説明します。

鳥インフルエンザのサーベイランスについては、冊子１８ページの③をご覧ください。この施策では、府内養鶏農家の鶏を対象に鳥インフルエンザの定期的な検査を行っており、府内すべての養鶏農家で１回以上検査することを目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いて、食品関係営業施設の監視指導については冊子２０ページの⑤をご覧ください。大阪府食品衛生監視指導計画は食品衛生の確保を図り、食の安全安心の推進をするために毎年策定しており、府ではこの計画に基づき監視指導を実施しております。監視指導計画では、食品衛生関係営業施設の監視施設目標数を定めており、その達成率１００%以上を推進計画の目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いて、畜産物中の飼料添加物残留検査については冊子２２ページの⑦をご覧ください。この施策では飼料の適正な使用を図り、安全な畜産物の生産を確保するため府内の畜産農家における畜産物中の飼料添加物残留検査を実施しており、府内すべての畜産農家で検査を実施することを目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いてアサリ等貝毒検査については同じページの⑧をご覧ください。この施策では大阪湾及び淀川における二枚貝を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、有毒プランクトン発生時にはアサリ等貝毒検査を実施しております。今年度の検査実施数は４３回となる見込みです。

続いて、水産用医薬品の残留検査については同じページの⑨をご覧ください。この施策では養殖業に対する水産用医薬品の適正使用指導と残留医薬品検査を実施しており、２０検体を目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いて、流通食品の試験検査については冊子２４ページの⑩をご覧ください。この施策では、先ほどご説明した監視指導計画に基づき、府内で流通している食品を対象に検査を行っており、計画内で定めている検査実施予定数の達成率１００%以上を推進計画の目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いて、無承認無許可医薬品の排除については同じページの⑫をご覧ください。この施策では、健康食品に医薬品成分が含まれているかどうかを調べるため、健康食品の買い上げ検査を行っており、２０検体を目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いて、米のＤＮＡ品種判別検査については同じページの⑬をご覧ください。この施策では、食品表示の真正性を調査するため、消費者向けに販売されている米のＤＮＡ分析による品種判別検査を実施しており、２０検体を目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続いて、巡回点検店舗における表示状況については冊子２７ページの⑭をご覧ください。大阪府では食品表示法に基づき、表示の適正化に向け監視指導を行っており、生鮮食品の名称や産地が概ね正しく表示されている店舗の割合９０%を目標としておりますが、今年度は僅かながら目標に達しない見込みです。理由としましては、平成２８年４月に食品表示にかかる業務を食の安全推進課に集約し、その際に巡回店舗の見直しを行ったところ対象店舗数が増えたため、結果として概ね正しく表示されている店舗の割合が減少したためです。

次に、施策の柱２健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実についてご説明します。放射性物質の検査体制の整備については、冊子３２ページの一番下にあります二重丸をご覧ください。食の安全安心を守る研究の推進の一つとして食品の放射性物質検査において迅速に大量の検体を処理できる検査体制の確立を目指しており、５００検体を目標としております。今年度は目標達成の見込みです。

続きまして、施策の柱３情報の提供の促進に対する施策についてご説明します。

リスクコミュニケーションの実施については冊子３９ページの㉚をご覧ください。リスクコミュニケーションとは行政、食品事業者や消費者などの関係者が食品のリスクについて情報を共有し、お互い意見交換を行うことで相互理解を深めることです。１０回の開催を目標としており今年度は目標達成の見込みです。

続いて、大阪府食の安全安心メールマガジンについては冊子４０ページの㉜をご覧ください。食の安全安心に関する情報を迅速に提供する手段として、府ではメールマガジンを積極的に活用しております。登録者数は資料３にありますとおり、順調に増えてはおりますが、アドレスの変更や解約により登録者が減少したため、目標の１万名を達成できない見込みです。今年度は先ほどご説明がありましたように、従業員を対象に食品衛生の基礎知識を分かりやすく配信する新たなカテゴリーを設け、登録者の新規開拓に向け取り組んでおります。次年度以降も興味を引くような工夫を行い、メールマガジン登録者数の確保に取り組んでいきたいと思います。

続いて、公開セミナーの開催については冊子４１ページの二重丸をご覧ください。大阪健康安全基盤研究所では、食の安全安心に関するテーマで府民を対象に公開セミナーを実施しております。開催回数２回、参加者数３００名を目標としておりますが、今年度は参加者数が目標に達成しない見込みです。

続いて、食品衛生講習会の実施については冊子４２ページの㊲をご覧ください。食品衛生や食品表示に関する正しい知識を普及するため、府民や事業者に対して講習会を実施しており、参加人数２万名を目標としております。平成２６年４月に枚方市が中核市へ移行したことにより、講習会参加人数が一旦減少しておりますが、最終年度は１万９０００名となり、枚方市の減少分を考慮すると概ね目標を達成する見込みです。

最後に施策の柱４事業者の自主的な取組促進についてご説明します。大阪版食の安全安心認証制度の推進については冊子４７ページの㊺をご覧ください。この制度は食の安全安心に積極的に取り組んでいる飲食店や食品製造工場等を認証する制度です。第２期計画では府民から信頼される施設を一つでも増やすため、認証施設数７００を目標に掲げ、制度の普及に努めてきましたが、最終的な実績は２００施設となる見込みです。今年度は国のＨＡＣＣＰ（ハサップ）制度化を見据え、１０月にＨＡＣＣＰ（ハサップ）の考え方を取り入れた新たな認証基準をスタートさせ、事業者がＨＡＣＣＰ導入に活用できる制度に変更しました。新基準の認証は今までよりも申請準備に時間を要するため、まだ認証施設数の増加には直接結びついておりませんが、１０月以降は府や認証機関への問い合わせが増えております。次年度以降は第３期計画で設定した新たな目標の達成に向け、年間４０施設の増加を目指し、積極的に制度の普及を推進することで、新基準の認証施設数を増やしていきたいと思います。

最後に大阪エコ農産物認証制度の推進については同じページの㊻をご覧ください。この制度は環境に優しい農業に取り組む農業者を支援する制度です。資料３をご覧ください。

当初、認証面積５４０ヘクタールを目標に掲げ、この施策を進めておりましたが、平成２８年度で目標を達成したため、「新たな大阪農政アクションプラン」という計画の目標値に合わせて、今年度は数値目標に下線を引いておりますとおり５５８ヘクタールに上方修正し、今年度は目標達成の見込みです。

最後に計画内容の変更についてご報告します。先ほど、ご説明した大阪エコ農産物認証制度の目標値の上方修正以外にもう一点ございます。冊子４６ページをご覧ください。環境農林水産総合研究所の取組ポイントのうち二重丸の３つ目ですが、今回組織再編により、「食とみどり技術センター」から「環境農林水産総合研究所」に名称が変わっておりますのでこちらの文言も修正する予定です。

以上で説明を終了します。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。ただ今の第２期の食の安全安心推進計画の実施状況の説明について何か質問、ご意見ございますか。

**○飯田委員**

　２つあるんですが、１つはメールマガジンの登録者数が目標達成していないということですが、実際何名だったのでしょうか。

それからもう一つが大阪版食の安全安心認証制度のことですが、この第３期の計画にも関わってくるんですけども、ＨＡＣＣＰ（ハサップ）の制度化を見据えて基準Ｂを準用して施策を進めるという考え方が整理されています。そうするとこれから食品衛生法が改正された場合に基準Ｂの対象は、何万件という施設になるんですが、基準Ｂを満たした施設を登録するという制度に移行するのか。そもそも基準Ｂを満たすということで確認されると、いわばイコール認証制度で登録したと言えるのか、あるいは登録は登録で別の手続きをするのかということで目標数も全然違ってきていると思うんですが、そこをどういうふうに考えるか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　まず１点目のメールマガジンの登録者数ですが、見込みとして７８００名としていますが、平成２９年１２月末時点でのメールマガジンの登録者数は７６５６件となっております。

また、先ほどの認証制度に関するご意見ですが、この認証制度というのはそもそも任意で取り組んで頂く制度ですので、必ずしも事業者が取得しないといけないものではございません。

この制度は，大阪は飲食店や、中小規模の事業者が多いので、そういった方でも簡単に分かりやすく取り組めて、またその取り組みが消費者等にＰＲしやすいような、頑張りを見える化できるような制度になっております。実際にＨＡＣＣＰ（ハサップ）のＢ基準が出来ている施設であるというだけでなく、危機管理やコンプライアンスなど幅広い食の安全安心に取り組んでいるお店を評価するための制度です。実際に大阪府の認証制度を理解して頂いた上で、いわゆるＡ基準のＨＡＣＣＰ（ハサップ）に取り組んでいる店舗でも認証制度を取得して頂いていますので、そういった形で府民から信頼される店舗を１店舗でも増やすような取り組みとして、この認証制度というのを推進して、１店舗でも増えていくように事務局としては進めていきたいと思っております。

**〇音田会長**

　今の説明でよろしいでしょうか。

**○事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ちょっと付け加えますと、基本的に今国が定めていますＢ基準というのは全ての事業者がやらないといけないということですが、やってもやらなくても消費者などには見えない取組みですね。今回、事業者あり方検討部会で昨年から検討してもらっていたのは、衛生管理面の認証基準にＨＡＣＣＰ（ハサップ）に基づく考え方を盛り込むことです。

大阪府としましてはこの新しい基準で認証制度を取得していただければ、いわゆる国が決めているＢ基準には達していますよと安心してくださいね、というようなところをＰＲできる一つの目印として考えております。

これはもちろん事業者あり方検討部会で委員の皆さん方にご意見頂いたものを集約しまして、そういう制度に切り替えていますので、うちはＢ基準でちゃんとやっているよということを皆さんに示すのであれば、取得頂いて結構ですし、逆に取得しなくても国の定めるＢ基準は当然取り組んでいかないといけないことになると思います。

**〇音田会長**

　よろしいでしょうか。それ以外に何かご質問ございませんか。特にないですかね。

最終目標に達したもの、少し及ばないもの、いろいろご報告にあったと思いますけども、

第２期の推進計画年度末までまだわずかに期間ございますので、できるだけ最終目標に近づくように努力を頂けたらと思います。また、この中身そのものにありましたが、いろいろ形を変えて次に引き継がれていくものと思います。メールマガジンもかなり目標に近づいてきましたが、いろいろ頑張って頂いてもうひとっ走りというところで、委員の皆様にもメールマガジンの周知等にご協力頂けたらというふうに思います。

それでは次に議事の３の第３期大阪府食の安全安心推進計画（案）についてに入りたいと思います。事務局のほうから、説明をお願いいたします。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

それでは、第３期大阪府食の安全安心推進計画（案）についてご説明します。資料４と資料５の説明に先立ち、参考資料３を用いてパブリックコメントの概要についてご説明します。参考資料３をご覧ください。

第３期計画案については、昨年１１月１３日から２月１３日まで府民の皆様に意見募集を行い、５団体から３９件のご意見をいただきました。いただいたご意見は計画案のページに沿って全部で３０の意見にまとめ、ご意見とそれに対する大阪府の考え方について取りまとめています。食品表示の適正化に関するご意見の８件、情報提供に関するご意見が７件と多数を占めました。このパブリックコメントを踏まえ、計画案を修正しましたので、計画案の修正点について資料４と資料５を用いて説明します。それでは資料４をご覧ください。

この資料は計画案の修正箇所を抜粋し、修正前と修正後を対比させたものです。修正は全て第３章食の安全安心の確保に関する施策に関するものです。

それでは資料５計画冊子を用いて、計画案の修正内容について具体的にご説明します。計画冊子２４ページをご覧ください。お配りしている冊子には修正したページに黄色の付箋を、修正箇所に黄色マーカーをしています。まず施策の柱１生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保の１、監視指導に関し３カ所修正を行いました。

１つ目はページ中央下の府の取組ポイント②「畜産物の安全対策」。２つ目は２５ページの事業者の取組ポイントの３番目「動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤の慎重使用」。３つ目は２７ページの事業者の取組ポイントの６番目「野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理」についてです。

２４ページに戻りまして、府の取組ポイント②「畜産物の安全対策」をご覧ください。この取り組みについては府民の方からの畜産物や養殖魚の安全対策として抗生物質の乱用・誤用による薬剤耐性菌の拡大を防ぐ取り組みを計画に盛り込むように、とのご意見を踏まえ、動物用医薬品等の適正使用と抗菌剤の慎重使用についても指導を行うことを盛り込みました。さらに事業者の取組ポイントについても、動物用医薬品等の適正使用の項目に抗菌剤の慎重使用を加え、その取り組み内容に薬剤耐性菌の発生リスクを軽減するため、抗菌剤の慎重使用に努めるよう追加しました。

続いて２７ページをご覧ください。事業者の取組ポイントの６番目「野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理」はもともと計画案にはなかった項目です。食中毒等のリスクが知られている野生鳥獣肉、いわゆるジビエの衛生管理の強化について計画に盛り込むようにとのご意見を踏まえ、事業者の取組ポイントとして追加しました。

続きまして３２ページをご覧ください。第３期計画の重点施策である新たな制度に基づく表示の適正化の推進の事業目標について３点修正を行いました。具体的には３５ページをご覧ください。３５ページ中央下の事業目標をご覧ください。

まず１点目は、食品表示に関する事業目標について適正な表示が行われているかどうかを評価する成果指標を設けるようにとのご意見を踏まえ、第２期計画の事業目標にあった巡回点検店舗における表示状況、概ね正しく表示されている店舗割合を復活させました。　目標指標ですが、２０１６年度の実績は９０．３%ですが２０１８年度の目標は８８%としています。実績に対し目標が下がっている理由としては、表の下の注釈に記載している通り、２０１６年度に食品表示法に関する事業を一元化したことに伴い、２０１７年度から巡回店舗台帳の見直しを行っているためです。新たに点検する店舗が増えることで指導数の増加が予想され、その結果、概ね正しく表示されている店舗の割合が減少する見込みです。

２点目は、食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進として、府内市区町村の配置率について最終目標を修正前は９０%としていましたが、１００%にするようにとのご意見を踏まえ、その通り修正しました。

３点目は、食品表示学習会に関する事業目標の修正です。新たな食品表示の普及啓発として、修正前は食品表示学習会の開催数を目標指標にしていましたが、この学習会について事業者消費者別に目標を設定し、参加者数と理解度を指標に加えるようにとのご意見がございました。食品表示学習会は主催団体の要請に応じて、大阪府が講師を派遣する事業であるため、府が事業者・消費者の別、参加者数の目標設定することは困難ですが、学習会の理解度については目標指標に追加し、最終目標９５%に設定しました。

続いて４５ページをご覧ください。施策の柱３情報の提供の充実の中で、正確で分かりやすい情報の提供に関する修正です。府の取組ポイント㉞「ホームページやメールマガジン等による情報提供」については若い世代に対する情報発信のツールとしてＳＮＳの活用を進めてくださいとの意見を踏まえ、ホームページやメールマガジンに加え、ブログやＦａｃｅｂｏｏｋなどをＳＮＳのツールとして盛り込みました。計画案の修正についての説明は以上です。

続きまして、パブリックコメントの結果について、参考までにいくつかご紹介します。

それでは、まず参考資料３の３ページをご覧ください。４番、５番はいずれも食品アレルギー対策についてのご意見です。食品の製造、調理段階においてアレルギー物質が意図せず食品に混入してしまうことがあります。そうしたアレルギー物質混入防止の技術指導やアレルギー表示の適正化の施策を強めるようにとのご意見でした。府の考え方として、これまでも食品アレルギー対策として製造・調理現場での食品及び器具類の取り扱いや食品中のアレルギー物質の検査、適正表示について監視指導を行っていますが、今後も事業者への情報提供・監視指導に努めてまいります。

続いて７番、８番のご意見をご覧ください。いずれも食品等の試験検査の内、輸入食品の検査に関するご意見です。７番は輸入食品の検査件数を現状よりも拡充させる事業目標を設定するようにとのご意見。８番は輸入食品の検査状況を分かりやすく知らせるようにとのご意見でした。府の考え方として、食品等の検査については毎年度違反や不良の発生状況等を考慮して見直しを行っています。単年度計画である大阪府食品衛生監視指導計画において、府民意見の募集経過も踏まえ、具体的な検査項目・検査予定件数などを定めています。輸入食品の検査については、監視計画の重点事業として続けていますので、こちらの計画の中で検査対象食品の種類及び検査項目の拡充を図ってまいります。また、食品等の検査結果はホームページで公表していますが、ご意見を踏まえ、輸入食品の検査状況を分かりやすくお伝えできるよう工夫します。

続いて６ページをご覧ください。６ページ最後の２１番から７ページの２５番までが正確で分かりやすい情報の提供に関するご意見です。２１番のご意見をご覧ください。「近年、食の安全・健康問題に関する情報が氾濫している。その中から本当に正しい情報を見極めるのは難しい。行政には分かりやすい情報提供と出前講習等を増やす、あるいは要請に応えられる気さくさを持ってほしい」というご意見でした。府の考え方としては、情報発信評価検証部会において情報提供のあり方についてのご意見をいただきながら、府民や食品関連事業者へより分かりやすく情報提供できるよう改善を図るとともに、今後とも府民や事業者の要請に応じ講習会を実施してまいります。その他のご意見として、例えば２２番の食の安全に関心の高い事業者と連携した情報提供の取り組みや２４番のもっと多くの府民に情報を知らせる方法を取るようにとの要望がありました。本府では引き続き、事業者とも連携しながらメールマガジンやホームページに限らず、様々な媒体を活用した情報提供に努めてまいります。

以上で第３期計画案についての説明を終わります。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。ただ今、第３期大阪府食の安全安心推進計画案について説明いただきました。パブリックコメントの紹介、その中から修正を加えた点についても丁寧に説明していただいたと思いますが、何かこれについて皆様ご意見、ご質問はございますでしょうか。

**○飯田委員**

　先ほどちょっと申し上げたんですが、厚生労働省が食品衛生法の改正を行い、ＨＡＣＣＰ（ハサップ）の制度化を図ろうということが予定をされております。実際にその制度化を推進するのが現場の役割になりますので、大阪府やあるいは保健所設置市のところでの監視指導のあり方や職員の方の研修が十分準備されないといけないというふうに思います。計画の中でそういう趣旨のものがすでに盛り込まれてありますけれども、改めて円滑に推進できるように準備をお願いしたいと思います。それが１つです。

２つ目は、食中毒事案あるいは食中毒疑い事案に対応する対応力を強化するという趣旨のものが法改正に盛り込まれております。保健所設置市を含めて迅速な対応が出来るような体制になりますね。そういった関係を日常的に築いておくことが必要なんだろうなと。どのように毎日保持するのかとなかなか言いにくいんですけど、情報交換がスムーズにいくような仕組みは十分整えておくということが必要ではないかというふうに思います。その点もぜひ準備を怠りなくしていただきますようにお願いしたい。

３点目ですけど、先ほどの情報発信評価検証部会の報告のところでも議論になったんですが、ＳＮＳを活用した情報提供ということです。まだまだ私も含めて分からないこともありまして、模索の段階です。先日、私の属する消費者団体で消費者被害１１０番活動を、最初は２０代の若年層から情報を収集したいという目的でやったんですが、結果として失敗をして、失敗の最大の要因が情報提供先の電話番号が「０６」から始まる電話だったんですね。今時２０代の若者が「０６」とか「０３」とか「０７２」とかそういう番号では掛けないという、そもそも電話をしないという層だということで、想定を遥かに下回る件数でしか情報が集まらなかったんですね。

そういうことを認識した上で対応をどうするか、ＳＮＳだったらというふうになるんですけど、大学職員の方が今時Ｆａｃｅｂｏｏｋなんて大学生はやらないと言っていて、Ｆａｃｅｂｏｏｋを開設したからといって情報が集まるわけでもなく、あるいは伝わるわけでもないと実際に学生も言っていると。アプリケーションはどんどんと変わっていきますし、進化もしていくので、それに対応した対応力を付けないといけないのですが、実際に今のＬｌＮＥが大阪府に開設できるかというと、それはそれでまた仕組み上の制約があったりしてそう簡単ではない。それでも、いろいろ研究をしながら取り組むということが必要なのではないかなと思います。情報発信評価検証部会でも、そういう視点でその取り組みはどうだったのかということを、ぜひ検証もして頂きたいと思います。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。大きく３点挙げられたと思いますが、ご意見とかご質問と言うよりは両方近いと思います。これに対して事務局のほうで何かお考えありましたら。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　いろいろなご意見ありがとうございます。自治体間の連携や人材の育成など、まさに一番重要なところと考えております。皆さんもご存知かと思いますけど、今年４月から八尾市が、来年は寝屋川市が中核市となりまして、保健所を設置することになります。大阪府としましても出来るだけ技術的支援または協力をしながら一緒にやっていきたいと思っています。

本日は、オブザーバーで政令市や中核市から来ていただいているんですけども、常日頃から府域自治体で連絡会議を開催するなど、何かあればすぐに連携を図って対応しております。だから皆さんなかなか表に出ないですけれども、中核市さん政令市さん含めまして同じように足並みを揃えながら、進めていきたいと思っています。今年は、国が１５年ぶりに食品衛生法の改正を行います。その中で、許認可の部分も見直すということも出ていますので、府域で統一した見解のもと動けるように検討を重ねていきますので、また皆さんにご報告できることがあればさせて頂きたいと思っております。

大阪府でＳＮＳを、例えばＬｌＮＥを活用するとなった場合、大阪府の場合は広報広聴課というのが別の部局でございまして、そこを中心に技術的にまたセキュリティ的に統一した方針でやっていくということになります。情報のあり方というのは私どもも永遠の課題かなと思っています。だからそういう技術的なものも踏まえまして、協議会の委員の皆さんと進めていきたいと思いますので、またご支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。

**○林委員**

　教えていただきたいんですけども、資料５の５７ページですけれども、ここに国や地方自治体との連携という部分がありまして、分かりやすく絵になっているんですけれども、消費者庁の事故情報等の連絡・情報共有というふうになっています。これが大阪府と連携・協力をしていくという形になっていて、府民とか食品関連事業者にも情報提供をするというふうになっています。この事故情報は、事故情報データバンクに地方公共団体から情報を上げていって、それを消費者庁が流してくれるシステムだと思うんですけど、その情報共有に、連携はされているのかなと。私が思っているのは連携をしているのではなくて単に流しているだけの気がしたので。連携をしているというのは、その後の中の何かフォローとかをされているのかどうかお聞きしたいんですけれども。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　庁内の中でも事故情報を共有するそういうメールのネットワークがありまして、消費生活センターさんが消費者庁から受けられた情報は庁内も一斉に情報をいただいて、食に関するものであればこちらのほうも迅速にホームページに上げたりとかメールマガジンで出させていただいたりということはさせていただいています。

この間もおもちゃの誤嚥であったり、豆まきの豆で喉を詰まらせたりということがありますので、それが消費者庁のほうから情報提供として来まして、それで消費生活センターからまたこちらのほうにすぐにメールで回ってきますので、それをまたメールマガジンのほうですぐに配信してというようなことで、連携を取りながら消費者の方に情報を発信していくようなことはさせていただいています。

**○林委員**

　ありがとうございます。それと先ほどの１１０番の話があったと思うんですけれども、１１０番でよくあるんですが、事前にこういう１１０番やりますっていう宣伝が上手くいかないと全く電話が鳴らないというのがあります。どう宣伝していったらいいのか、１１０番をいつやるのかっていうは、やはり新聞では難しく、テレビが一番有効だと思うんですね。ＮＨＫで今日１１０番やっていますと言われた瞬間にすごく電話が掛かってくるので、そういうマスコミを使うというのも大事なことなのではないかと思います。以上です。

**〇音田会長**

　ありがとうございました。情報発信に関連してご意見とか何かございますか。

**○平川委員**

　部会のほうでもそのＳＮＳ等を活用してみたいという話は先ほどの報告にあった通りであって、ただその活用の仕方に関して今出てきたようないろんなセキュリティの問題であるとか、その辺りに関して突っ込んだ議論はなかったです。

ただ今後検討していただく中で、ＬＩＮＥあるいはＴｗｉｔｔｅｒを活用している自治体や企業は既に結構ありますので、そういった成功自治体も参考にしながら、場合によってはどういうふうに運用されているのかということをヒヤリングされるというのがありました。わりとＬＩＮＥにしてもＴｗｉｔｔｅｒにしても速報性のあるメディアなので、速報性のある情報を出すときに、誰が文章を作って、それをどういう仕組みで出来るだけ迅速に出すのか、その承認の経路をどのようにするかなど、その辺りは組織の中の話ですが、ぜひそのような点もご検討いただければと思います。

**〇音田会長**

　ありがとうございます。ほかには。

**○惣宇利委員**

　資料３の「４．事業者の自主的な取組促進」のところに、大阪版食の安全安心認証制度の推進として、平成２４年度から２９年度まで進捗状況が書いてあるんですけれども、平成２４年度の１３２施設から平成２８年度１９５施設まで、あまり伸びてなくて、平成２８年から平成２９年も１９５施設から２００施設ですから５施設しか伸びていない。

それを最終目標である平成２９年度の７００施設を達成するためには、２８年度からは５施設しか伸びていないんですから、あと５００施設伸ばすのに１００年はかかるという話になっているわけですね。このペースではとてもじゃないけど７００には届かないと私は思うんですよね。実際に、食の安全安心をきっちりやっているかどうかというのは、保健所の許可を受けている施設ですからちゃんとやれると。レストランなんかに行って聞いてみると、「うちは保健所の許可をとっているのに、さらに認証を取る必要はないんと違うか」と。「認証を取ったところで、別にお客さんが増えるわけでもない」と言われるわけです。現実に大阪版食の安全安心認証制度のこころちゃんを取っておられる施設というのは、つまり製造業のように普通の人はあまり行かないようなところが多いんですよね、そこのところどういうふうに考えておられるのかなと思って。

とにかく、この現在２００施設から７００施設にポンと５００施設増やして目標を達成すのはとてもじゃないけど僕は無茶なんじゃないかと思うんですけど、ここのところの実情をちょっと聞きたいんですけど。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　事務局から回答させていただきます。おっしゃる通り最終の２９年度の目標指数を７００施設に掲げておりまして、ようやく２９年度で２００施設に達成しますので、目標値と実際の実績には大きな乖離がございます。毎年本協議会でも、こちらの乖離が目立ちまして、ご意見を頂いているところではあるんですけども、府としてはやはり１施設でも増やしていきたいという思いがあり、あくまで目標値ということで７００施設を掲げたまま進めさせていただきました。しかし、認証にはいろいろと準備が掛かるものでして、また今年度１０月にＨＡＣＣＰ（ハサップ）の考え方を取り入れた基準に変えたことで、さらに事業者がこの認証を取る際にいろいろと準備することが増えましたので、認証までに時間がかかると思われます。

やはり目標指数をちゃんと現状にあったものに変えないといけないという思いから、第３期計画では目標指数を変更しておりますが、必ず到達する数ではなくやはり目標として１施設でも増やしていこうということで、資料５の第３期推進計画の冊子２１ページをご覧ください、２０２２年度の最終目標を４００施設と掲げ、年に４０件ぐらい伸ばしていきたいと思います。

また、おっしゃる通り、飲食店でも認証が取れる制度なんですけど、やはり製造施設で取っているケースが多いのが実情です。府としては、積極的にＰＲして消費者の目に触れる機会を増さないといけないと思っておりまして、先ほどのご意見でもありましたけども、ブログで情報発信をしたりメールマガジンだったりホームページを積極的に活用して、こういった素晴らしい制度があって、それに取り組んでいる施設が消費者の近くにあるんだということを気付いていただけるように今後も進めていきたいと考えております。

**〇音田会長**

　ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。他にご意見か何かしらないですか。

**○内田委員**

　参考資料３の６ページに２１から２５までの意見に対する大阪府の考え方がありますが、本当にこういう情報提供について協力できるところはどんどん協力していきたい。

特に先ほどの話題とはちょっと矛盾するかも分かりませんが、若い世代の方はＳＮＳなどを勧めるんですが、私どものお店に来ていただくお客様は年配の方が多いので、アナログ世代ですので、こちらに書いてある広報誌やチラシとか、そのポスターやパンフレットとかそういうものがございましたら、どしどし協力していきたいと思っておりますので、事前に言って頂いたら各店の一定のところ置いておくということも検討できます。

役所にはそんなに何回も行かないと思うんですが、スーパーに買い物に行く回数はかなり多いと思うんです。そこにあれば、そういう広報誌なんかも読んで頂けるでしょうし、そういうふうに協力して発信していきたいと思います。

ただここに書いてあるチラシという媒体につきましては、大阪府だけでなく他府県を含む広域にまくものと、その地域だけにまくチラシが必ずありますので、出来たら計画を早く言って頂きましたら、地域にまくチラシに当てはめていきますのでそうやって協力していきたいと思っております。以上です。

**〇音田会長**

ありがとうございます。力強い発言ありがとうございました。ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

**○惣宇利委員**

このこころちゃんのマークを見ていますと「大阪（ＯＳＡＫＡ）」は英語で入っているんですけども、ほかは日本語なんですね。外国人には全くアピールできないようなものになっているかと思うんですが、何か英語で簡単に説明を書いているようなパンフも発行してあげるとお店の方にも来てくれるということになるんではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ご意見ありがとうございます。英語表記を検討する必要があるということですが、実はこちらの認証マークを使用する際には、使用基準やビジュアルアイデンティティーマニュアルというのが決まっておりますので、そのマニュアル等も含めて今後のあり方について、そういった日本人だけではなく海外の方にもＰＲできるような制度にするには、どうしていけばいいのかというのは部会も含めて検討していければと思っております。

**〇音田会長**

ありがとうございます。確かに外国人の方にはこれからそういうものが必要ですよね。

観光客も増えていますし、またＧ２０の大阪開催が決まって、いろいろ国際化していますが、そういうのは言われてみないと気が付かないものだなと改めて思いました。

いろいろ皆さん方からたくさんご意見ご要望をいただいたと思います。特に今回の案も何か修正しないといけないことはなかったかと思うんですけども、今日皆さんのご意見を踏まえた上で、この第３期の大阪府食の安全安心推進計画案につきまして委員の皆様ご了承いただけたというふうに理解してよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、事務局のほうでこれを基に第３期計画の策定に向けて作業を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では議事の３のその他として事務局から何かございますでしょうか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

事務局から１点お知らせがございます。大阪府食品衛生監視指導計画ですが、この計画は単年度で定めている食品衛生に関する計画になります。この計画は重点的に監視指導を実施する事項や府内に流通する食品の検査、食品等事業者に対する自主的な衛生管理の取り組み促進などについて、食品衛生法に基づき策定しているものでございます。

この度、平成３０年度の大阪府食品衛生監視指導計画案を作成し、２月６日より大阪府のホームページにて公表し、それに対する意見募集を行っております。委員の皆様方におかれましては、既に事務局のほうからお手元に計画案と意見の提出用紙をお送りしております。こちらの計画案についてお気付きの点やご意見等がございましたら、３月７日木曜日までにＦＡＸ、Ｅメール、郵送のいずれかの方法で提出いただきますようお願いいたします。

また、大阪府以外に、本日オブザーバーで出席していただいております大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市もそれぞれ食品衛生監視指導計画案を定め、各市のホームページで公表しておりますので、こちらのほうもよろしければ一度ご覧いただければと思います。事務局からの連絡は以上です。

**〇音田会長**

ありがとうございました。ただ今、事務局からの依頼と情報提供がございましたけれど、それに関して何かご質問ございますか。皆さんのところに届いていましたね。ご意見ご要望等ありましたら、３月７日までに事務局のほうにご意見していただきたいと思います。

議事については一応これで終わりましたけれど、少しまだ時間もございます。委員の皆様からせっかくの機会ですので、何かちょっと言い残したこととか感想でも結構ですので、何か今日ご発言頂けなかった方、どなたかご意見頂けるんでしたら、ぜひ手を上げて発言してください。

**〇奥間委員**

奥間です。今日はＳＮＳの情報提供という話がありましたが、本当にそれは若い世代の人達は見やすいかなと思ったので、そこは進めていけたらなと思います。それに関してなんですが、ＳＮＳで情報発信する前に私がそのメールマガジンに登録したきっかけがＡ４サイズのチラシだったんですけど、そのチラシを見たのが学内だけだったので、駅の構内などにもぜひ置いておかれていたら主婦の方とかもすごい興味があると思うので。

まずはそのチラシをいろんな学校とか会社以外にもそういう公共の場所とかに置くだけでも全然登録者数が違うんじゃないかなと思いました。

あとメールマガジンに登録していて思ったことなんですけど、公開セミナーやシンポジウムの紹介がたくさん流れてきて、行きたいなと思うんですけど、結構日程がぎりぎりなことが多くて、もう少し早い目に情報をいただけたら行けたのにと思ったことがあるので、ぜひ早い目に情報提供をしていただけたらなと感じています。以上です。

**〇音田会長**

ありがとうございます。時期って難しいところですね。今どれぐらいそういう催しなんかは、配信してらっしゃるのですか。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

参考資料１の食の安全安心メールマガジンによる情報提供で、３ページ目をご覧ください。メールマガジンで配信しているカテゴリーが７つある中の上から４つ目に、食に関するイベント情報がありまして、平成２９年実績で４５件、大体４０件から５０件程度毎年配信しています。先ほど配信がもっと早かったらというご意見をいただいたんですけども、主催者から事務局へ配信依頼を受けて配信するものについてはわりと早い段階で情報を出すことができるんですが、事務局側がこの情報良いなというチラシなりを見て、主催者のほうにメールマガジンで配信させていただいていいですかと声かけをして配信するものもかなりあります。そうなるとこちらが探知した時点では募集が始まっており、１週間前だったり２週間前だったり非常に短い募集期間になってしまうのが現状です。そういった場合、次回からはこういうイベント情報であれば配信できますので、次からもっと早い段階でこちらにご連絡いただけるようにと、主催者へ協力をお願いしています。

こちらもメールマガジンが、イベントを呼び込むための手段であるということをいろんな部局・国も含めて、ＰＲしていきたいと思っています。いろいろと情報ご意見いただきましてありがとうございます。

**〇音田会長**

ありがとうございました。いろいろと配信する側の事情もあると思うのですけども、できるだけ早く出していただけたら行けたという方がいると思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに何かご意見は。

**〇金谷委員**

私、大阪府のエイフボランタリーネットワークと高槻市エイフボランタリーネットワークで活動し、こうして出席をさせていただいています。高槻市におきまして、今日保健所もいらしていますけども、夏に食中毒予防キャンペーンということで１日食品監視ということを、テナントと保健所と一緒にいつも実施させていただいています。でもやっぱりこの食品衛生監視というのはとても大事だなと思うんです。

私は、１日食品監視をするお店が決まったら、事前に見に行って、あんなところにホコリいっぱい溜まっているとか手洗いの洗剤が全然入っていないとか、商品を乗せている下のところの台がぶらんとなっていたとか、そういうのをチェックしています。

私もずっと１日食品監視をしていますから、もうちょっと専門的なことやノウハウを教えていただけないかなと思っています。今日いただいた第３期計画の５９ページに人材の育成ということが書いています。そこに最新の知識や専門的な技術などに関する講習会や研修等を計画的に実施しますということでございます。一般の主婦ですから、何も知識的なことはありませんので、研修会に出させていただいて、もっと現場に入らせていただいて、１日食品監視指導員ということをさせていただけたら、非常に嬉しいなと思います。

これは地元の高槻市に帰って言わないといけないことかなと思いますが、こういうことは見える化の一つとして、ずっと続けていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

**〇音田会長**

ありがとうございました。広い意味で要望というふうに捉えさせていただいたらよろしいですかね。

今日委員の皆様からもいろんな声をいただいて、またパブリックコメントもそう感じたんですけれど、行政として大阪府がＨＡＣＣＰ（ハサップ）の安全安心に関して取り組んでいることに非常に期待が大きなということを改めて感じました。パブリックコメントの中で２カ所ほどそういう検査・監視体制について必要な人員予算の確保をお願いしますと非常に力強い意見もあって、ぜひそういう方向でもっともっと力強い施策をしていただけたらありがたいなというふうに思いました。一応これで本日の議事はこれで終わりますので、事務局のほうにお返しいたします。

**〇事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

皆様、ありがとうございました。最後になりますけども、食の安全推進課長の齋藤よりご挨拶を申し上げます。

**〇齋藤課長**

音田会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

大阪府食の安全安心推進計画ですが、早くも１期・２期と終わりまして１０年が過ぎ、これからさらに５年かけて取り組むわけですけども、この計画はまさに行政だけが勝手に作るわけではなくて、消費者の皆様と事業者の皆様が同じ目線になりながら何が課題なのかということを一緒に考えながら取り組む計画でございます。

今回ご意見いただいた意見もふまえ、事務手続きを踏みまして、４月から皆様に冊子としてお渡ししたいと思います。

実は第２期計画の表紙に絵が描いてあると思いますが、これは大阪府立港南造形高等学校の生徒さんが食の安全安心ということで絵を描いて頂きました。今年もその学校の生徒さんに、イラスト等の作成をお願いしています。４月に入りましたら、完成した冊子を皆様のお手元に届けられると思います。

引き続き、私ども府民の食の安全・安心または事業者の衛生管理を担保するため、皆さんと一緒になって進めていきたいと思いますので、引き続きご協力・ご支援のほうをよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上